

茨木市審議会等の会議の公開に関する指針

(趣旨)

第1 この指針は、茨木市情報公開条例（平成15年茨木市条例第35号。以下「条例」という。）第29条に規定する会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

(公開の対象となる会議)

第2 公開の対象となる会議は、市民、学識経験者等で構成され、法令、条例、規則又は要綱の定めるところにより、市の事務について審議、審査、調査等を行うために設置された機関（以下「審議会等」という。）の会議とする。

(会議の公開の基準)

第3 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 会議において、次に掲げるいずれかの情報について審議する場合

- ア 個人に関する情報（条例第7条第1号）
- イ 法人等に関する情報（条例第7条第2号）
- ウ 任意の提供に関する情報（条例第7条第3号）
- エ 公共の安全等に関する情報（条例第7条第4号）
- オ 審議、検討等に関する情報（条例第7条第5号）
- カ 事務又は事業に関する情報（条例第7条第6号）
- キ 法令等の規定による情報（条例第7条第7号）

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

(公開・非公開の決定)

第4 審議会等の会議の公開・非公開の決定は、審議会等の長が当該会議に諮って行う。

2 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第5 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会場に傍聴席を設ける。

3 審議会等は、原則として事前に傍聴を希望する者のうちから先着順に予約を受け付け、傍聴を認めるものとする。

4 審議会等は、会議の開催時間中に、傍聴者を対象とした一時保育を実施するように努めるものとする。

5 審議会等の長は、公開する会議の審議に関して提出された資料を傍聴者が閲覧できるようにするものとする。

6 審議会等の長は、傍聴者の希望に応じて、前項の資料を傍聴者に配布することができる。

7 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に当たって守るべき事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議開催の周知)

第6 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の1週間前までに、会議開催について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

2 審議会等は、第5第4項に定める一時保育の手続を行う場合は、会議開催予定日の3週間前までに、前項の公表を行うものとする。

3 会議の開催の公表は、掲示場への掲示、市ホームページへの掲載等の方法により行うものとする。

4 会議開催の公表事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議名
- (2) 議題
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 傍聴定員
- (6) 傍聴手続の方法
- (7) 一時保育に関する事項
- (8) その他必要な事項

(会議録の作成)

第7 審議会等は、会議の終了後1か月以内に、会議録を作成するものとする。

(会議録の閲覧等)

第8 審議会等は、会議録及び会議資料等を市民の閲覧に供することにより、会議の結果を公表するものとする。ただし、第3各号に掲げる情報に係る会議録及び会議資料については、この限りでない。

2 会議の結果の公表は、市ホームページへの掲載、情報ルーム、図書館への設置等の方法により行うものとする。

(運用状況の公表)

第9 市長は、審議会等の会議公開の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

附 則

この指針は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この指針は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この指針は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この指針は、平成 28 年 4 月 11 日から実施する。